

由利本荘市あきた結婚支援センター入会登録料助成事業交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日

改 平成 27 年 5 月 19 日

改 平成 28 年 4 月 26 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、由利本荘市在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「支援センター」という。）への入会登録料を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は次のいずれにも該当するものとする。

(1) 独身者

(2) 入会日において由利本荘市に住所を有する者

(3) 新規に支援センターへ登録する者

2 助成対象者は、由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 8 号。）第 2 条及び第 4 条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第 2 条及び第 4 条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(助成の金額)

第 3 条 助成する金額は、支援センター入会登録料 10,000 円（登録日から 2 年間有効）とし、1 回に限り助成する。

(助成の手続き)

第 4 条 助成を受けようとする者は、「由利本荘市あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼納付等状況調査同意書（様式第 1 号）」にあきた結婚支援センター入会登録料の費用負担に関する協定書第 3 条に定める「同意書」を添えて市長に提出する。

2 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例規則第 3 条第 2 項並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第 8 条第 2 項の同意書は、前項に規定する由利本荘市あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼納付等状況調査同意書（様式第 1 号）をもって替えるものとする。

3 助成金対象者は、前項の同意書の提出をもって、あきた結婚支援センター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）の受け取りを支援センターに委任したものとみなす。

(助成金の請求)

第 5 条 支援センターは、助成金を市長に請求するものとする。

2 支援センターは、当該月において、支援センターに入会した者の助成金を翌月 7 日までに「あきた結婚支援センター入会登録料助成金請求書」に入会登録者名簿を添えて市長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第 6 条 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査し適当と認めたときは、支援センターに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、交付した助成金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行するものとする。